

旅 費 日 当 規 定

(目的)

第1条 この規定は、山形県臨床細胞学会（以下「学会」という。）会則第5章の規定に基づき、代表が招聘した理事会並びに学術集会の講師に対して支給する旅費日当に関する諸般の基準を定め、本会の円滑な運営を目的とする。

(旅費日当の支給)

第2条 代表が招集した理事会等のためその所在地を離れた場合には、以下の計算方法に基づき1,000円単位で支給する（端数は繰り上げ）。また、最低額は1,000円とする。

$$\text{旅費日当額} = \text{施設間距離数} \times 20\text{円} \times 2 \text{（往復）}$$

(宿泊料)

第3条 宿泊料の額は、実費支給する。

(雑則)

第4条 この規定に定めがない事項については、代表がその都度定める。

(旅費日当規定の変更)

第5条 旅費日当規定の変更は、理事会によって行われる。

附則 本規定は、平成9年4月1日から実施する。

本規定は、平成11年3月31日から実施する。

本規定は、平成26年4月1日から実施する。

本規定は、平成29年3月18日から実施する。

学術集会並びに研修会等の講師謝礼に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、山形県臨床細胞学会（以下「学会」という。）会則第5章の規定に基づき、代表が招聘した理事会並びに学術集会の講師に対して支給する謝礼に関する事項を定めたものである。

(謝礼の支給)

第2条 代表は学術集会及び研修会等のため招聘した講師に対し別表1に基づき謝礼を支給する。

(雑則)

第3条 この規定に定めがない事項については、代表がその都度定める。

(内規の変更)

第4条 講師謝礼に関する規定の変更は、理事会によって行われる。

別表1

該当講師	金額
県外 医師	50,000円
県外 技師	30,000円
県内 医師・技師	10,000円

※ただし、代表の判断で例外を認める。

附則 本内規は、平成9年4月1日から実施する。
本内規は、平成16年3月27日から実施する。
本内規は、平成26年4月1日から実施する。
本内規は、平成29年3月18日から実施する。

慶弔に関する内規

(目的)

第5条 この内規は、山形県臨床細胞学会会員（以下「会員」という。）の以下の慶事並びに不幸に対し、祝電・弔電等の支出に関する事項を定めたものである。

1. 会員の結婚
2. 会員の死亡
3. 代表が認めた場合

附則 本内規は、平成9年4月1日から実施する。

本内規は、平成29年3月18日から実施する。

学術委員会に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、山形県臨床細胞学会（以下「学会」という。）会則第5章の規定に基づき、代表が招集した学術委員会に関する事項を規定したものである。

(学術委員会)

第2条 本委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員（山形、庄内・最上、置賜ブロックで医師、細胞検査士各1名 計6名）計8名で構成する。なお、代表が指名した方を若干名加えることができる。

2. 委員長は、副代表が担当し、副委員長、委員は理事の中から選出する。

(学術委員会の任務)

第3条 本委員会は、支部総会の担当者選出と総会次第、研修計画、ならびにその他支部における学術関連事項の立案をする。

(任期)

第4条 委員会の任期は、3年とする。

(内規の変更)

第5条 内規の変更は、理事会の決定によって行われる。

附則 本内規は、平成16年3月27日から実施する。

本内規は、平成29年3月18日から実施する。

編集委員会に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、編集委員会に関する事項を規定したものである。

(会報作成委員会)

第2条 本委員会は、委員長1名、委員4名で構成する。

2. 委員長は、副代表が担当し、委員は理事の中から選出する。

(編集委員会の任務)

第3条 本委員会は、学会会報と本学会が担当した東北臨床細胞学会が編集する。

(任期)

第4条 委員会の任期は、3年とする。

(内規の変更)

第5条 内規の変更は、理事会の決定によって行われる。

附則 本内規は、平成16年3月27日から実施する。

本内規は、平成29年3月18日から実施する。

役員選出に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、山形県臨床細胞学会（以下「学会」という。）会則第11条、第13条の規定に関する事項を規定したものである。

(役員)

第1条 役員は、理事18名、監事2名とする。

(理事)

第3条 理事の定数は、医師10名（村山6、庄内・最上2、置賜2）、技師8名（村山4、庄内・最上2、置賜2）、計18名で構成する。

2. 理事の中から代表1名（医師1）、副代表3名（医師2、技師1）、常任理事5名（医師3、技師2）を選出する。

(任期及び選出方法)

第4条 役員任期は、3年とする。

2. 理事が任期内に選出地区から移動した場合は、理事職を離れ次点の方が繰り上がる。
3. 監事と理事両方に選出された場合は、理事を優先する。

(被選挙権)

第5条 理事の被選挙権は会員で65歳までとする。

(内規の変更)

第6条 内規の変更は、理事会の決定によって行われる。

附則 本内規は、平成16年2月21日から実施する。

本内規は、平成29年3月18日から実施する。